

エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(交付対象設備) 第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。<u>ただし、やむを得ない理由により、別表2に定める規格等を満たさない設備への更新等を行う場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。</u></p>	<p>(交付対象設備) 第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。</p>